

グリーンプリンティング製品認定規程

平成18年9月25日制定
平成21年7月29日改定
社団法人日本印刷産業連合会

【目的】

第1条 本規程は、日印産連「印刷サービス」グリーン基準（以下「グリーン基準」という。）に基づくグリーンプリンティング製品認定制度について定める。

【対象】

第2条 グリーンプリンティング認定工場（以下「GP認定工場」という。）のうち、オフセット印刷部門並びにシール印刷部門のGP認定工場が製造した印刷製品（以下「印刷製品」という。）を対象とする。

【認定の方法】

第3条 GP認定工場は、本規程に基づき、GP認定工場において製造した印刷製品をグリーンプリンティング認定製品（以下「GP認定製品」という。）として、グリーンプリンティングマーク（以下「GPマーク」という。）を表示できるものとする。

【認定の要件】

第4条 GP認定製品は、次の要件を全て満たさなければならない。

（1）GP認定工場が製造した印刷製品であること。

（2）印刷製品を構成する資材が、グリーン基準「購入資材」のグリーン基準に適合したものであること。

【製造の要件】

第5条 前条（1）でいう「GP認定工場が製造した」とは、対象印刷製品の製造に関わる全工程または印刷工程をGP認定工場が行っていることをさす。

【資材の要件】

第6条 第4条（2）でいう「グリーン基準に適合したもの」とは、印刷製品を構成する資材全てが、グリーン基準「購入資材」の該当項目の水準 - 2以上に適合していることをさす。

2.ただし、「購入資材」の基準のうち、「資材メーカーの取組み」については、これを適用から除外する。

【G Pマークの表示と主管工場】

第7条 第3条については、当該印刷製品の製造に係わったG P認定工場のうちから一工場を主管工場として定め、主管工場がG Pマークの表示を行うものとする。

2. 主管工場は、本規程及びグリーンプリンティングマーク使用規程（以下「G Pマーク使用規程」という。）に基づき、責任をもってG Pマークの表示を行わなければならない。特に第6条における購入資材については、資材提供メーカー等に確認するなどして、基準に適合しているか十分に留意しなければならない。

【G Pマークの種類】

第7条の2 G Pマークは、製造に関わる工程の範囲及び購入資材の水準に基づき、3種類に区分するものとする。

2. 3種類の区分の方法は、対象印刷製品の製造に関わる工程において印刷工程をG P認定工場が行っている場合(全工程がG P認定工場である場合を除く。)をワンスター、全工程をG P認定工場が行っている場合をツースター、全工程をG P認定工場が行いかつ印刷製品を構成する資材全てがグリーン基準「購入資材」の該当項目の水準 - 1（水準区分がない場合はその項目）の場合をスリースターという名称で区分する。
3. それぞれのG Pマークの表示方法は、G Pマーク使用規程及びG Pマーク使用の手引で定める。

【G P認定製品の管理と報告】

第8条 主管工場は、G Pマークを表示した製品名等を様式1によって管理を行い、G P認定事務局からの提示を求められた場合、これを速やかに提示しなければならない。

2. 主管工場は、G Pマークを表示した件数について、様式2によって半期ごとに認定事務局に対し報告する義務を負う。
3. 本条第1項に関する管理について、保存期間は製品納品後3年間とする。

【G Pマークの使用料】

第9条 G Pマークの使用料は無料とする。

【G Pマークへの認定番号の表示】

第10条 G P認定製品に表示するG Pマークの下段には、主管工場の認定番号を表示する。

2. 表示の方法については、G Pマーク使用規程及びG Pマーク使用の手引に従うものとする。
3. ただし、印刷発注者からG Pマークのみの表示（認定番号の非表示）を求められた場合は、この限りではない。

【G Pマークの不正使用等の場合の措置】

第11条 G P認定事務局は、不正にG Pマークを表示した場合には改善の指導を行い、不正な使用が継続した場合にはG P認定工場の認定を取り消すほか、法的な措置を取ることができるものとする。

【疑義への対応】

第12条 本規程の内容に疑義が生じた場合は、関係者間の協議の上決定する。

【改定】

第13条 本規程の改定は、総務委員会の承認を得て行うものとする。

付則

1. 本規程は、平成18年10月1日から発効する。

付則（平成21年7月29日）

1. 本改定は、平成21年10月1日から実施する。